

「令和7年度若年者地域連携事業」に係る評価項目及び評価基準

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

{ 価格点：100点
{ 技術点：200点

{ 価格と同等に評価できない項目 100点（評価項目※1）
{ 価格と同等に評価できる項目 100点（評価項目※2）

価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 100点

- (2) 価格点の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を乗じて得た値とする。
- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。
 - ア 提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。
 - イ 必須項目審査については、入札参加者が企画書に記載した内容が要件を満たしていることを確認し、満たしていない場合は失格とする。
 - ウ 必須項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目審査を行う。なお、提案内容については、絶対評価により加点するが、一部の項目については該当有る場合、減点を行う。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の評価し、評価に応じ得点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイトを乗じた点数を

合計する。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

オ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

若年者地域連携事業に係る評価基準及び採点表

評価基準
別紙

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点 (価格点＝(1－入札価格／予定価格)×100点)

II 技術点

※1 価格と同等に評価できない項目(計100点)

※2 価格と同等に評価できる項目(計100点)

技術審査委員氏名

標記については、下記のとおりとする。

評価項目	内 容	必須	委員1人の評価点			
			採点等	比重	評価点	
1 業務の実施方針 (/20点)					/20	
(1)	業務実施の基本方針の適格性 ※1	●	合・否	-	/10	
(2)	都道府県や地域の実情について ※1		0・1・3・5	2	/10	
2 事業実施方法 (/120点)					/120	
(1)	事業内容等について※1		①都道府県の実情に合った考え方となっており、都道府県との連携を意識した事業内容となっているか。	0・1・3・5	2	/10
			②各事業の内容は適切か。利用者ニーズを踏まえた事業構成となっているか。	0・1・3・5	2	/10
			③各事業について、達成すべき支援対象者数及び就職者数の目標値が設定されているか。目標達成に向けた具体的な手段が提示され、実現可能性が高いものとなっているか。 (本事業の活用が図られるための積極的な利用勧奨や効果的な周知・広報、就職支援に資するサービスや支援機関へのリファーが適切に行われるか。)	0・1・3・5	4	/20
			④事業を効果的・効率的に実施するため、独自の取組・創意工夫を行っているか。	0・1・3・5	2	/10
(2)	事業計画等について※2		①各事業の計画件数は適切か。全体スケジュールが適切に立てられているか。 (特に各事業の実施時期について、利用者ニーズを踏まえた計画となっているか。)	0・1・3・5	3	/15
			②各事業の実績や効果の把握内容・把握方法・把握時期は適切か。また、把握のための体制が整備されているか。 (特にオンラインで実施する事業について就職者数等の後追いが可能な体制となっているか。)	0・1・3・5	2	/10
(3)	実施体制について※2		①事業の円滑な実施に資するため、センターや地域の企業、学校、行政機関等との連携・協力ができる体制が整備されているか。	0・1・3・5	3	/15
			②各事業の実施体制について、効果的、効率的な人員配置(経験・能力に応じた配置など)となっているか。	0・1・3・5	2	/10
			③事業の実施に係る責任者として十分な能力を有した者をコーディネーターとして配置しているか。	0・1・3・5	2	/10
			④利用者ニーズや感染対策を踏まえたオンラインによる支援が可能な環境が整備されているか。	0・1・3・5	2	/10
3 組織としての経験・能力 (/40点)					/40	
(1)	これまでの事業実績について※1		概ね過去5年以内に類似事業(注1)の実績を有し、若者の就労支援に関する知見・ノウハウ・専門性を有していると認められるか。	0・1・3・5	2	/10
(2)	地域における活動実績等※1		概ね過去3年以内に当該都道府県内での活動実績((1)の事業を除く。また、雇用、労働関連の事業に限らず地域とのつながりが強いと認められる事業の実績)があるか。	0・1・3・5	4	/20
(3)	情報漏えいの有無※1		(1)で挙げた事業であって、当該労働局の委託事業について、過去3事業年度内に情報漏えい(労働局において公表した案件に限る。)がないか。 ・情報漏えいがある＝5点 ・情報漏えいがない＝0点	0・-5	-	(5)
(4)	経理処理能力※2		支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有しているか。	0・1・3・5	2	/10

4 ワークライフバランス等の推進に関する指標（/10点）（注2）（注3）					/10
(1)	女性活躍推進法に基づく認定 （ブラチナえるぼし認定企業・ えるぼし認定企業）※2	下記のいずれに該当するか。 ・ブラチナえるぼしの認定を受けている＝10点（注4） ・3段階目（認定基準5つ全てが○となっている）＝8点（注5） ・2段階目（認定基準5つのうち3～4つが○となっている）＝6点（注5） ・1段階目（認定基準5つのうち1～2つが○となっている）＝4点（注5） ・行動計画を策定している＝2点（注6） ・認定を受けていない＝0点	0・2・4・ 6・8・10	-	/10
(2)	次世代法に基づく認定 （ブラチナくるみん認定企業・ くるみん認定企業）※2	下記のいずれに該当するか ・ブラチナくるみんの認定を受けている＝10点（注7） ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）の認定を受けている＝6点（注8） ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）の認定を受けている＝6点（注9） ・トライくるみんの認定を受けている＝6点（注10） ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）の認定を受けている＝4点（注11） ・認定を受けていない＝0点	0・4・6・10	-	/10
(3)	若者雇用促進法に基づく認定 ※2	下記のいずれに該当するか ・ユースエールの認定を受けている＝8点 ・認定を受けていない＝0点	0・8	-	/8
5 賃上げの実施の表明に係る加点（/10点）					/10
(1)	賃上げの実施を表明した企業等 ※2	事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で、給与所得者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	0・10	-	/10
		事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	0・10	-	/10
合 計（200点）					/200

※ 点数については、必須項目、3(3)、4及び5の項目を除き、4段階で評価し、加重がある項目については、その係数を掛けた点数を算出する。

5点:大変優れている 3点:優れている 1点:優れているレベルよりやや劣る 0点:劣る

(注1)「類似事業」とは、例えば、若年者に対する職業相談・職業紹介に係る事業、キャリア・コンサルティング事業等、仕様書別紙2「提案すべき事業内容について」に示す事業内容に類似する事業を指す。

(注2)内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

(注3)複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(注4)令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

(注5)女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

(注6)常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注7)次世代法第15条の2の規定に基づく認定

(注8)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

(注9)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(注10の認定を除く。)

(注10)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

(注11)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定